

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における検討対象物質選定スキーム」に関する
意見募集の結果について

令和 6 年 7 月 29 日
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における検討対象物質選定スキーム」について、令和 6 年 1 月 29 日から同年 2 月 28 日まで御意見を募集したところ、計 467 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ、御意見に対する考え方を示しております。皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
スキーム全体に対する御意見		
1	物質選定の「手順」よりも先に、消費者製品としてどのようなリスクを回避すべきなのか、すなわち「何」を規制管理するための仕組みかを明確に定義する必要がある。その目的に合った物質/製品がきちんとスクリーニングできる手順を、物質選定方法に反映することを要望する。	家庭用品に含有される物質については、事業者に対し人の健康に与える影響の把握と当該物質による被害防止の責務を課すこと（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）（以下「法」という。）第 3 条）に加えて、保健衛生上の見地から必要な場合は、国による家庭用品の基準設定（法第 4 条）により、安全性の確保の取組が実施されてきました。家庭用品に使用され、含有される可能性のある物質は多種多

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
		様であるところ、国民の健康の保護に資するためには、これらの物質に関して、必要に応じて所要の管理措置が必要です。この管理措置の必要性の判断に当たっては、国による基準の設定（法第4条）と事業者の自律的な取組（法第3条）のバランスを考慮する必要があります。そこで、家庭用品への適切な使用状況を確認する必要がある物質のスクリーニングを行うため有害性や暴露ポテンシャルを踏まえたスクリーニング手順である「検討対象物質選定スキーム」を策定しました。その際、長期影響（一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等）は影響の早期把握が一般的に困難であることから、国による対策の重要度が短期影響に比べると高くなると考えています。また、短期影響（感作性、刺激性）については、影響の早期把握が可能であることから、国による対応よりも、事業者による適時的確なリスク管理の重要度が長期影響に比べると高くなると考えます。
2	規制により管理したいリスク対象と評価手法を明文化すべき ・本提案は、従来の21物質群の選定根拠や管理手順とは大きく異なるものになると理解している。評価の透明性・一貫性を保持するために、本スキームの導入により、新たにどのようなリスクを懸念対象とし、どのような評価を実施	法における基準設定も含めたリスク管理の在り方については、長期影響については一定のコンセンサスが得られていますが、短期影響についてはまだ課題が多いと認識しており、必要な考え方の整理を行った上で、短期影響に関する評価を進めていきます。 長期影響の暴露評価は、NITEが公表している「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」等

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	するのか、またどのようなときに規制が必要と判断するのかについて整理、文書化すべき。 ・ 個社による取り組みに加え、例えば香料物質などでは安全基準を満たすために業界が準拠している国際香料協会（IFRA）による暴露ベースのリスク評価も行われており、このような既存の枠組みも活用すべき。 ・ 個別物質の検討に入る前に、特に感作性物質の閾値の検証方法と規制の仕組みについて、目的やゴールを明確化した評価指針や、特に消費者製品暴露を十分に説明したリスク評価手順の文書化が必須である。	を中心に、海外での消費者製品の暴露評価手法も適宜参考にしながら評価を行います。このことは、今般取りまとめた「家庭用品の化学的安全性確保に向けた検討対象物質選定スキームとその後の進め方に関する考え方（案）」（調査会資料3）に記載しました。 また、皮膚感作性を含む短期影響については、どのような場合にどのようなリスク管理方法が考えられるかの整理を行ってから、個別物質の検討を行います。
3	検討対象物質リストの公表は避けるべき。 ・ まだ実質的な安全性の評価開始前で規制の要否判断もできていない状況において、具体的な物質名が公表されることは、長期にわたり安全に使用してきた有用な物質まで一部の方に「有害な物質」と誤認され、ブラックリスト化することを非常に強く懸念している。 ・ 業界側が懸念しているのは規制化ではなく、規制化の俎上に上がるような物質であると国から公表されることにある。	検討対象物質は、あくまで今後詳細評価を行う物質であり、規制が予定されている物質ではありません。家庭用品に含有される物質については、事業者に対し人の健康に与える影響の把握と当該物質による被害防止の責務を課すこと（法第3条）に加えて、保健衛生上の見地から必要な場合は、国による家庭用品の基準設定（法第4条）により、安全性の確保の取組が実施されてきました。家庭用品に使用され、含有される可能性のある物質は多種多様であるところ、国民の健康の保護に資するためには、これらの物質に関して、必要に応じて所要の管理措置が必要です。この管理措置の必要性の判断に当たっては、国による基準の設定（法第4条）と事業者の自律的な取組（法第3条）のバランスを考慮する必要がありま

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
		す。そこで、家庭用品への適切な使用状況を確認する必要がある物質のスクリーニングを行うため有害性や暴露ポテンシャルを踏まえたスクリーニング手順である「検討対象物質選定スキーム」を策定しました。 業界団体に属していない事業者の製品や、海外から直接輸入される製品も含めて家庭用品の安全性を確認する必要があり、そのためには検討対象物質を公表して情報を募ることも必要と考えています。
4	家庭用品という消費者に極めて近い製品カテゴリーにおいては、安全に使用できる様に設計された製品であることは、製造者及び消費者の双方に当然のことと受けとめられる状況にある。化学物質管理の文脈において、有害性・暴露といった表現は違和感なく用いられるが、家庭用品において、有害性によるスコア付けや有害性クラスといった表現を用いると、消費者にとって実質的に有害物質候補として認知され、製品カテゴリーが長年醸成してきた消費者から信頼を極端に損なう可能性がある。 今回のスキームで選定される検討対象物質に対する消費者の誤解による風評被害を防ぐために、スキームで使用される用語に対し以下のような言い換えを提案する。 「有害性によるスコアづけ」 → 「GHS 分類等によるスコアづけ」 「有害性クラス」 → 「GHS 分類等評価クラス」	本スキームは、家庭用品への適切な使用状況を確認する必要がある化学物質をスクリーニングするためのスキームであり、また、検討対象物質はあくまで今後詳細評価を行う物質であり、規制が予定されている物質ではありません。 なお、有害性のスコア付けに当たっては、短期影響は GHS 分類の結果を用いてスコア付けを行う予定ですが、長期影響は GHS 分類の結果ではなく、有害性評価値そのものを用いてスコア付けを行います。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	「有害性評価値」 → 「GHS 分類等評価値」	
5	・ 個別物質評価においては、メーカー等ステークホルダーと十分に連携いただき、既に把握済みの暴露やリスク評価結果について勘案いただく手順にしていきたい。 ・ 家庭用品の安全性を適切に評価するためには、使用者ばく露を防ぐための対策等も考慮した製品カテゴリー特有のばく露評価法の採用が必須です。検討対象物質は、用途用法に応じた安全性評価に加えて、社会的有用性、国際的汎用性、代替困難性、等も考慮することで、より実用的かつ実効性の高い評価が可能になると考えます。したがって、評価メンバーは、製品・原料の安全性評価に関する総合的知見、国内外の家庭用品評価方法の現代的手法について経験を有する製造業経験者が必須であると思われます。 ・ 製造者による原料や配合量決定、さらに剤型、容器および表示の工夫に基づいた安全性評価のプロセスや管理手順などの知見を活用すべき。	個別物質の詳細評価においては、必要に応じて、製品への配合量や製品からの暴露量等の事業者が有する知見を提供いただきたいと考えています。
6	詳細評価を実施する際には、化学物質のハザードに基づく評価だけではなく、暴露を防ぐための対策等も考慮した暴露量に基づくリスク評価や、対象物質の社会な有用性や、代替困難性等も考慮することで、より実用的かつ実効性の高い評価が可能になる。したがって、評価メンバーには、	検討対象物質の詳細評価としては、有害性評価だけでなく使用状況を踏まえた暴露評価を実施します。最終的なリスク評価（「詳細評価の結果に基づき議論」のステップ）は家庭用品安全対策調査会で行う予定です。 本スキームは、家庭用品安全対策調査会で議論した後、化学物質安全対策部会にもご報告、議論いただき、運用

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	消費者製品によるリスク評価のステークホルダーとして、NITE、AIST の専門家の専門家も入るように検討頂きたい。	を開始します。また、進捗状況も適宜、家庭用品安全対策調査会及び化学物質安全対策部会に報告する予定です。化学物質安全対策部会には、消費者製品からの暴露評価やリスク管理に長けた AIST の委員にも参画いただいています。
7	このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。	本スキームは、家庭用品安全対策調査会で議論した後、化学物質安全対策部会にもご報告、議論いただき、運用を開始します。また、進捗状況も適宜、家庭用品安全対策調査会及び化学物質安全対策部会に報告する予定です。化学物質安全対策部会には、消費者を代表する立場からの委員にも参画いただいています。
8	具体的な製品評価が、3 年で 1 物質、2~3 物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になる GHS 区分のある物質が 3,283 物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価するべきである。	政府による GHS 区分がある 3,283 物質から検討対象物質を選定し、順次、詳細評価を実施します。詳細評価に当たっては、可能な場合には複数の検討対象物質を同時に分析したり、海外での評価実績がある物質についてはその評価を参考にするなど、効率的に科学的知見に基づく評価を行っていきます。
9	複数の物質が複合した場合の評価を行うべき。	家庭用品に使用される多種多様な物質の複合的な影響を評価する方法は十分には確立されておらず、本スキームにおいて評価することは現時点では困難です。今後とも科学的知見の集積、国際動向を注視してまいります。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
短期影響のスコア付けに対する御意見		
10	感作性・刺激性の報告が多いことを一つの根拠に、これらを優先度高く取り扱うとのことだが、これらのエンドポイントは消費者にとって短期間に影響が見えやすいことを意味するものであり、ヒトに対する毒性の観点での重要性が高いことを意味していない。 さらに、欧州等では感作性について日本のスコアのような厳しい立場をとっていない状況である。まず、CMRのように有害影響として重大なものをきちんと管理する仕組みとして示すべきである。	長期影響（一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等）も短期影響（感作性、刺激性）も、家庭用品の使用により生じうる有害な影響という意味では同等に重要であると考えています。 また、長期影響に関する有害性のスコアと短期影響に関する有害性のスコアは全く別の尺度で設定されており、長期影響と短期影響において有害性の強さに関連性はありません。
11	呼吸器感作性、皮膚感作性のスコアだけが低い理由が不明である。 ・「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」ではアレルギー性接触皮膚炎、刺激性接触皮膚炎、気道刺激性と思われる症状、等の健康被害事例があがっており、必ずしも感作性とは関連のないエンドポイントの事例が多数ある。 ・諸外国の事例においても、化学物質の規制リストの対象となる物質の選定には、様々な指標が用いられており、感作性のみで評価した事例は見当たらない。 ・過去の有害事象でも、家庭用品が原因で感作誘導した事例は極めて限られており、医薬品のような家庭用品規制法の	一般的に、刺激性による影響は回復しますが、一度感作してしまうと、非常に低濃度でも暴露の度に症状が出ることから、感作性のスコアを高くしています。 海外で規制された感作性物質は、動物実験等に基づく感作性ポテンシャルだけではなく、臨床情報も考慮していることから、臨床情報の活用も検討します。また、規制以外にも多様なリスク管理方法があると考えています。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	対象でない製品の使用によって発生したケースが多い。このような有害事象は、原因となった医薬品等の用途・用法・成分の適正管理で感作誘導を回避すべき案件である。感作誘導を生じないよう適正に安全設計された家庭用品における感作性ポテンシャルを有する成分の規制は、社会の人口構成で無視できないレベルのアレルギーパンデミックが起きてしまった事例（2010年代の欧米メチルイソチアゾリノン規制）に限られる。現在の日本国内において、該当する成分はないとの認識であり、感作性ポテンシャルを有する物質の規制は不要である。	
12	急性毒性や、皮膚腐食性、眼損傷性、特性標的臓器毒性（区分3（気道刺激性）以外）もスコア付けの対象とすべきではないか。	本スキームでは、事故や意図的摂取は対象外とするため、急性毒性、皮膚腐食性及び眼損傷性はスコア付けの対象から除外しています。また、特性標的臓器毒性は、化学物質を高濃度で単回暴露した場合を想定した項目（急性毒性の致死以外の影響に相当する項目）であり、家庭用品からの暴露では想定されないことから、本スキームではスコア付けの対象から除外しています。ただし、「特性標的臓器毒性（区分3（気道刺激性）」は呼吸器への刺激性に相当する項目であることから、皮膚刺激性区分2や眼刺激性区分2と同じスコアを付けました。
13	皮膚及び呼吸器感作性でスクリーニングされた物質、は単なるハザード（情報の精査）×暴露（量の測定）だけでリス	皮膚感作性については、予備調査において臨床情報を考慮することを検討します。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	ク評価できる毒性エンドポイントではないので、患者数の推移などの実態調査とセットで調査することが必要である。	
政府による GHS 分類を利用することに対する御意見		
14	母集団について、政府による GHS 分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。	長期影響については、2023 年 3 月末時点の情報に基づき検討対象物質を選定しました。また、短期影響については、多様なリスク管理方法の整理を実施した後、最新の政府による GHS 分類に基づいた検討対象物質選定を行う予定です。
15	今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS 分類を使用するのであれば、家庭用品に GHS マークを表示することを義務付けるべきである。	家庭用品の表示規定は、家庭用品品質表示法において規定されます。
16	母集団を政府による GHS 分類実施済みの物質とすることは妥当なのか。 ・日本の政府による GHS 分類は、そもそもラベルや SDS を作成する際の「参考情報」として作成されたものであり、欧州と比較し検証が十分ではなく、信頼性と一貫性が十分に確保できているか疑問がある。 ・家庭用品に用いられる多種多様な原料は、政府による GHS 分類がない成分も多い。 ・データが十分でない化学物質は、政府による GHS 分類がなされていない。	本スキームは、家庭用品に使用されている可能性のある多数の物質をスコア付けし、比較することで、詳細評価が必要な物質をスクリーニングするためのスキームです。政府による GHS 分類済みの物質は、GHS 分類で設定されている有害性クラス（発がん性等）全てについて、調和された分類方法に基づき評価されていることや、その分類根拠も公表されており、有害性情報の収集や評価値の信頼性評価を効率的に実施できると期待されること等から、スクリーニングのためには適当な母集団と判断しました。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	・政府による GHS 分類実施済みのものに限定せず、REACH 規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。	
17	混合物では、同じ名称の物質に異なる CAS 番号が付与され、GHS 区分が異なるケースも存在する。物質名称と GHS 区分の関係が整理されなければ、同一名称の化学物質に、検討対象となる物質と、対象とならない物質が混在することで混乱が生じる可能性がある。そのため、同じ名称の物質に GHS 区分が異なる CAS 番号が存在する場合には、事前に GHS 区分の整理を行ってから成分名を公表してほしい。	同じ名称の物質に複数の CAS RN®が存在しないかは予備調査にて確認をしますが、物質名称の範囲を網羅する CAS RN®を全て挙げるのが難しいため、基本的には物質名称で検討対象物質を選定し、CAS RN®は例示として記載します。また、スクリーニングを目的としていることから、評価すべき物質を見落とさないために、同じ名称で GHS 分類による区分が異なる場合には基本的に安全側の観点から、最も有害性の高い情報を採用します。
暴露ポテンシャルによるスコア付けに対する御意見		
18	曝露評価には曝露経路のみで評点付けが行われる仕組みが提案されているが、実際の曝露量はほとんど考慮されておらず、曝露評価においても過剰なものとなることは自明である	家庭用品には、家庭用品品質表示法に基づく表示以外には成分に関する表示義務がなく、網羅的に成分情報や定量的な情報を得ることは難しいため、スクリーニングである本スキームでは暴露ポテンシャルに注目したスコア付けとしました。詳細評価において、家庭用品ごと暴露シナリオを設定し、適切な暴露量を推定します。
19	暴露ポテンシャルスコアの付け方が、吸入暴露を偏重しているのではないかと。 ・例えばスプレー剤であっても飛散しない性状であればむしろ皮膚曝露のウェイトが高まり、塗布系の液剤であって	噴霧する製品では、呼吸器暴露のみならず経皮曝露の可能性もあること、皮膚接触の場合は洗い流したり衣服等によって防護したりすることができることから、噴霧する製品を他の調剤製品よりも暴露ポテンシャルスコア

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	も揮発性が高かったり乾燥後に物理的に飛散するような性状であれば吸入曝露の影響も考慮しなければならない。 ・ 暴露経路によるスコア付けに関しては、スプレー製品による吸入が最もスコアが高くなっているが、スプレー製品でも泡剤型であれば、吸入曝露はない。この点を考慮するスキームになっていない。一方、溶剤用途が過小評価されている。成分の蒸発揮散により吸入暴露する経路も非常に重要であると考えられ、暴露スコアの適切な設定を要望する。 ・ 製品中の含有量あるいは物質固有の揮発性や蒸気圧を考慮せず暴露機会として吸入があることだけをもって最上位の4点とすべきではない。	を高くしました。スクリーニングであるため個別の製品からの暴露の特性を詳細に確認し、判断を加えることは困難と考え、現案のままとしますが、揮発性の高い物質の暴露ポテンシャルを考慮することを今後の課題として検討します。
20	スプレー製品、噴霧製品に加えて、「香り付き洗剤・柔軟剤」「抗菌剤入洗剤・柔軟剤」「成分の持続目的で意図的に配合されたマイクロカプセル配合製品」を「調剤（吸入）」として高い暴露ポテンシャルスコアをつけるべきである。	スクリーニングであるため個別の製品からの暴露の特性を詳細に確認し、判断を加えることは困難と考え、原案のままとしますが、香料成分のような揮発性の高い物質の暴露ポテンシャルを考慮することを今後の課題として検討します。
21	暴露ポテンシャルの設定においては「調剤（吸入）」、「調剤（直接皮膚）」、「調剤（皮膚接触の可能性）」のように懸念対象となる暴露経路は明示されている。一方で、総合評価のマトリクスへの適用においては、この暴露経路と有害性のエンドポイントの齟齬が生じ得る仕組みとなっている点について再考いただきたい。例えば放散タイプの製品	スクリーニングとして、評価すべき物質を見落とさないことを重視しています。暴露ポテンシャルが「調剤（吸入）」の製品使用時に、経皮暴露が生じて皮膚感作性が問題となる可能性はあり、どの程度問題となるのかは詳細評価で評価します。なお、スクリーニングであるため個別の製品からの暴露の特性を詳細に確認し、判断を加

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	に使用される物質に皮膚感作性区分 1A の物質があった場合、この製品の経皮接触は非常に限られているにもかかわらず、総合評価のマトリクスへの適用により、有害性クラス 6 と暴露クラス 4 の、最も高懸念の対象として選定される。これに比べ同物質がより皮膚接触懸念の高い手袋などに使用される場合には有害性クラス 6 と暴露クラス 1 となり、適切にリスク懸念を反映しない可能性がある。総合評価のマトリクスへの適用においては、経皮・吸入を区別した組み合わせ方を導入する必要があると考える。	えることは困難と考え、現案のままとしますが、暴露ポテンシャルスコアは低い、有害性スコアが極めて高い物質の取扱いを今後の課題として検討します。
22	製品使用後環境中に長期間残留する製品もあるので、持続的な暴露についても評価対象選定において考慮する必要がある。	本スキームは家庭用品からの直接暴露を対象としており、環境中からの持続的な暴露については、本スキームの対象外です。
23	情報源 1 として、 ・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、 ・事業者による使用情報(事業者 HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源) とあるが、どのように情報を入手するのか。また、化粧品のように全成分表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか分からないので、具体的に表記すべきである。	物質名（主要な別名も含む）及び CAS RN®について、お示しした情報源及び方法で検索しています。 ご指摘のとおり家庭用品には、家庭用品品質表示法に基づく表示以外には表示義務がないため、網羅的に成分情報を得ることは難しく、製品表示以外の公表情報を活用することが欠かせません。そのため、情報源 1 や情報源 2 に示した幅広い情報源を調査しました。
24	情報源 2 として、海外情報&EC サイト(海外で含有実態が確認された製品が EC サイト等で販売を確認)とあるが、具	情報源 2 については、米国 CPID※の情報に基づいて製品に含有している可能性を調べ、その製品が日本で販売さ

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
	体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。	れているか（日本語のオンランマーケットプレイス（ECサイト）で販売されているか）を確認しました。 ※ 家庭用品中に使用されている化学物質のデータベース。米国企業が米国政府の支援を受けて運営しており、製品ラベルや企業ホームページなどの一般的に入手可能な情報源から、成分名やその濃度の情報を得ている。
25	信頼できる情報であるか国民が判断できるようにするため、情報源として使用する論文・報告書・情報の内容を全てを、国民がWEB上で常時閲覧可能な状態にするべきである。	検討対象物質の選定には、全て公表済みの情報を利用しています。
26	国民生活センターに寄せられる消費者の声や、市民団体や非営利活動法人からの情報を情報源として活用すべき。	公表情報は広く確認し、当該情報が個々の物質に関するものであれば、科学的妥当性を精査した上で、情報源として活用するかどうかを決定します。
27	業務用製品への配合やニッチな製品かどうかの判断根拠が不透明である。 「ニッチな製品」については、例えば、「当該対象物を●%以上含有し、かつ当該対象物を含む製品の流通量が●トン以下のもの」と定義すべきである。	従前より、①消費者の見える部分に「業務用」である旨が記載されている。②流通経路が一般消費者の入手が困難なものである。の両方の要件を満たした場合を「明確に業務用として区別されているもの」とみなしてきました。今回のスクリーニングでは、主にインターネット調査により暴露ポテンシャルスコアを付与しましたが、製造事業者が「業務用」と表示して自社ホームページで紹介している製品でも、一般消費者が容易に購入できる形でインターネット販売されている場合（自社ホームページ以外のオンランマーケットプレイス等で業として販

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
		売されている場合も含む。) は、家庭用品用途ありと判断しました。 また、「ニッチな製品」とは、例えば車の整備、改造が趣味の人しか使わないような自動車用クリーナーなどであり、ごく一部の一般消費者は使用するものの、使用頻度は極めて低いと想定される製品です。 家庭用品には、家庭用品品質表示法に基づく表示以外には成分に関する表示義務がなく、網羅的に成分情報や定量的な情報を得ることは難しいため、ご指摘のような定義をすることは困難です。
28	家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が 0.1 で妥当であるかは検討しなおすべきである。	「ニッチな製品」とは、例えば車の整備、改造が趣味の人しか使わないような自動車用クリーナーなどであり、ごく一部の一般消費者は使用するものの、使用頻度は極めて低いと想定される製品にかかる係数としては、0.1 が妥当と考えます。